

第 10 回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成 24 年 10 月 30 日（火）16：00～18：10

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（座長）清水委員

（委員）朝日委員、菅委員、中野委員、中村委員、宮川委員、山田委員

（関係府省庁）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（オブザーバー）内閣府（統計委員会担当室）、日本銀行、東京都

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱について

（2）ワーキング・グループで検討中の重要事項について

（3）その他

5 概 要

（1）平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱について

事務局から、資料 1－1 から 1－4 に基づき、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱（以下「基本要綱」という。）案について、中間報告が行われた。

今回、中間報告が行われたのは、基本要綱の冒頭において産業連関表の概要を記述する「緒論」、平成 23 年（2011 年）表における部門分類の詳細を記述する「第 3 部」、取引基本表の基礎理論、投入係数等の各種係数の概要及び産業連関表作成事業の沿革を記述する「付録」の部分である。

なお、基本要綱の第 1 部（作成基本フレーム等）は、平成 24 年 9 月 29 日に産業連関部局長会議において既に決定され、第 2 部（作成手順及び作業内容）及び索引の案については、次回の技術会議において提示される予定である。

本日の中間報告内容について、追加で意見がある場合は、11 月 12 日（月）までに、事務局に提出することとなった。

これに対する主な意見等は、次のとおり。

（資料 1－2 「緒論」関係）

○ サプライ・チェーンについては、震災に伴う供給の寸断とその復旧に関する研究例もあるが、基本的な部分については、数か月で復旧したため、産業連関表のように、1 年間を対象として作成する統計においては、それを分析できないと思われる。しかし、今回のように「サプライ・チェーン」を明記すると、それが分析できるかのような誤解を与える。

→ 産業連関表は、あくまで、需要と供給の「構造（ネットワーク）」全体を明らかにする統計である。しかし、国内の供給関係が切断されても、輸入で賄う場合もあり、「サプライ・チェーン」という用語では、輸入も含めた部門相互の総合的な結合関係を十分表現仕切れていないように思える。そういった意味で、産業連関表の説明の中で「サプライ・チェーン」という用語を用いることには、違和感がある。

- 「(3)産業連関表の主な利用」の部分で、延長産業連関表が5年毎に作成される取引基本表をベースにしていることが書かれている。しかし、地域産業連関表や国際産業連関表についても、同様に、取引基本表があつてこそ作成されるものであることから、地域産業連関表及び国際産業連関表についても、説明を追加してはどうか。

(資料1-3「第3部」関係)

〔震災関連〕

- 「東日本大震災に伴い、従前その発生についてほとんど想定する必要がなかった事案について」云々のくだりがあるが、阪神大震災の際にも、原発関連は別として、同様のことがあつたと思われる。したがって、101頁の第1段落の文章は不要で、単に、「東日本大震災の事案について整理した」ということでよいのではないか。
- 101頁の③や一覧表の中に「溶け込んでいる」という表現が見られるが、どういう意味か。
 - 一つのアクティビティの中に、震災に起因する活動と、震災に起因しない活動があり、それが混ざっていて、金額として分けられないということを意味している。例えば、がれきの処理を例にとると、がれきの処理自体は、廃棄物処理に該当すると思われるが、廃棄物処理の活動を推計する際、震災に起因する廃棄物処理と震災に起因しない廃棄物処理を分けて推計できるわけではなく、データとしては一本にまとまっているということを意味する。
 - 「混在している」という表現でいいのではないか。
- 【16】仮設住宅などの建設を固定資本形成とする以上、減価償却は発生するので、【30】の仮設住宅の住宅サービスにおいては、減価償却分を〔行〕住宅賃貸料と〔列〕政府消費支出の交点に計上すべきである。
- 【39】損害保険について、国民経済計算と異なる扱いをすることであるが、08SNAでは、損害保険はリスクヘッジ手段を提供しているものであるから大災害のために巨額の保険金支払があつたからといって生産額が大きく落ち込むのはおかしいという考え方が示されており、国民経済計算においてもこの考え方に沿った対応を行うこととしている。産業連関表において、今回の震災に伴って支払われた地震保険金を全額、損害保険の生産額の推計に含めるとのことであるが、今回の震災に伴う地震保険金の支払いが、通常想定されている金額を超えるものであることを考えると、適切ではない。国民経済計算と同様に、震災に伴う地震保険金を支払保険金から差し引いた上で、生産額を推計すべきではないか。少なくとも、「留意事項」欄に①～③にかかれていている内容は、理由として不十分であると考えられる。

(資料1-4「付録」関係)

- 13ページの「取引基本表の作成に関する選択肢」の部分について、一見すると、①U表とV表を作成した上で、間接的に作成する方法、②商品×商品を直接作成する方法、③商品×アクティビティを直接作成する方法、と3つの案が記載されているように読めてしまう。
 - 何をもって「取引基本表」というかという問題はあるが、少なくとも、U表とV表から作成されることが提唱されているのは、正方形のシンメトリック産業連関表であり、日本の産業連関表のように矩形のものではない。作っているものが違うので、単純に「二通りの方法がある」とは言えないのではないか。

- 注4-1-10の「商品技術仮定」の説明で、「a商品にはそれを主産物とするA産業の、b商品にはそれを主産物とするB産業の投入比率を適用して」とあるが、商品技術仮定は、あくまで商品ごとの投入比率を使うものなので、「産業」という用語を用いると、「産業技術仮定」との差異が不明確になると同時に、正確ではないと考える。

(2) ワーキング・グループで検討中の重要事項について

事務局から、資料2に基づき、基本計画・SNA課題対応ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）において検討を行った「経済センサス-活動調査」のデータの取扱いのうち、個票データへの消費税相当額の加算処理方法の最終案について、説明が行われた。

本件については、前回の技術会議において事務局から基本的な考え方が提示され、同会議における意見等を踏まえ、ワーキング・グループにおいて再検討が行われた結果が説明されるとともに、経済センサス-活動調査の調査票の調査項目及び調査品目コード毎の具体的な処理案について説明が行われた。

本最終案については、本日の議論を踏まえて、必要な修正等を行った上で、11月中に最終的な加算処理方法を決定し、その結果を各委員に対して報告することとなった。主な意見等は、次のとおり。

- 加算処理を行う際は、事業所ベースで行うのか、それとも企業ベースで行うのか。
→ 基本的には事業所ベースで行うが、例えば、建設業などが含まれるサービス関連産業Aなどの調査票では、企業ベースでなければ売上高等が把握できないので、そういった調査票については、企業ベースで加算処理を行い、それを事業所ベース、さらに調査品目ベースに按分しなければならないと考えている。
- 減価償却費を含む費用項目は、推計においてどのように利用されるのか。減価償却費については、「資本減耗引当」の推計に影響があるのか。
→ 経済センサス-活動調査から得られる減価償却費については、推計で必ずしも利用するとは限らないと考えている。ただし、今回の加算処理は、経済センサス-活動調査の調査票において、金額で記入する調査項目については、実際に産業連関表の推計に利用するか否かに関わらず、全て処理を行うこととしており、減価償却費についても整理を行なったもの。
- 今回の加算処理は、付加価値推計に影響するのか。減価償却費は費用項目の一部という見方と、付加価値の一部という見方があるが、付加価値の一部として考える場合、先程事務局から説明のあった税制上の取扱いとは異なるものであり、整理が必要ではないか。
→ 「資本減耗引当」部門の国内生産額は、経済センサス-活動調査の組替集計から推計されるのではなく、内閣府のSNAのデータから推計されるものであり、組替集計から得られる減価償却費のデータは、SNAで推計された生産額を列部門に按分するための指標として使う等の利用が想定される。今回説明がなされている減価償却費への消費税の加算の有無は、あくまで、どうすれば、按分比率をより正確に計算できるかという一環でなされているものと認識している。また、組替集計の結果は、産業連関表の作成における基礎資料の1つとして用いられるものであり、必ずしも、当該結果のみで産業連関表が作成されるわけではない。付加価値の推計についても、センサスを含む、様々なデータを組み合わせで作成さ

れるものと思われる。

→ 減価償却費の処理方法については、何らかの判断を行う必要があるが、加算するとした場合には、十分に説明が行われるべきであり、事務局は改めて整理していただきたい。

○ 輸出に係るデータが得られない業種として運輸業や建設業など4つ業種が上げられ、これらの業種については、売上（収入）金額に直接消費税率を乗じた額を消費税相当額とするとしているが、我が国のGDPに占める運輸業などの輸出額は決して小さいものではない。今回はデータの制約上やむを得ず、また、加算処理全体への影響は小さいのかもしれないが、今後、これらを考慮した加算処理ができないか検討をお願いしたい。

→ 今回の経済センサス-活動調査からは、これらの業種における輸出に係るデータが把握できないため、消費税相当額の加算処理ではこのような扱いとしているが、外航海運業や国際航空運送業などの海外取引に該当する事業については、免税扱いとし不加算とするなど、可能な範囲で考慮している。なお、生産額の推計に当たっては、経済センサス以外にも他の一次統計や行政記録情報なども活用して推計を行うため、輸出に係るデータも考慮した推計が行われ、運輸業等における輸出を否定している訳ではない。

○ 直接輸出割合について、確かに、複数品目を製造している場合、品目別の割合が把握できないなどの問題はあるが、製造業においては、製品の規格上、輸出向けの製品と国内向けの製品は明確に区別されて生産されているので、経済センサスでは、ある程度の精度が確保されたデータが把握されるものと考えており、消費税相当額の推計に当たっても、考慮して推計することは適当であると考えている。

(3) その他

事務局から、次回の産業関連技術会議の開催時期については、12月11日（火）に開催予定である旨連絡があった。

以上